



仕事と職場のコンプライアンス

関連法令の概要

プリンシプル・コンサルティング

目次

1. 仕事と職場の法律.....	2
2. 私生活の法律.....	5
3. 公正な競争と取引の法律.....	8

■おことわり

本書は、一般に企業コンプライアンスに関連し参照されることの多い法令の概要を、業務上の便宜のために一覧化する目的で作成したものです。本書は、業務に関連する法令をすべて網羅したものではなく、また、法令の表現を変更したり、一部を省略したりしている場合があります。重要な意思決定を行う場合には、適用法令の内容について各企業の法務部門や弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士などの専門家にお問い合わせください。

これって大丈夫？ 仕事と職場のコンプライアンス

著者 中島経営法律事務所 弁護士 浅見隆行
株式会社ジュリアーニ・コンプライアンス・ジャパン

職場や仕事の上でしばしば直面する50のコンプライアンス問題への対応をQ&A方式で学べるハンドブックです。1人1人に発行するIDによりWeb上で受けるチェックテストにより知識の定着を図ることができます。企業でのコンプライアンス研修の一環としてご利用いただけます。(本書に対する(株)ジュリアーニ・コンプライアンス・ジャパンの著作権は、プリンシプル・コンサルティング(株)が承継しています。)

【お問い合わせ】 株式会社イー・コミュニケーションズ 法人営業部

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-2 山王グランドビル 9F Tel: 03-5157-5706



1. 仕事と職場の法律

	行為	罰則等	備考
1	セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	<ul style="list-style-type: none"> ○公然わいせつ罪(刑174):6月以下の懲役もしくは30万円以下の罰金又は拘留もしくは科料 ○わいせつ物頒布等罪(刑175):2年以下の懲役又は250万円以下の罰金もしくは科料 ○強制わいせつ罪(刑176)・準強制わいせつ罪(刑178):6月以上10年以下の懲役 ○強姦罪(刑177)・準強姦罪(刑178):3年以上の有期徒刑 ○集団強姦等罪(刑178の2):4年以上の有期徒刑 ○強制わいせつ等致死傷罪(刑181条1項):無期又は3年以上の懲役 ○強姦等致死傷罪(刑181条2項):無期又は5年以上の懲役 	<ul style="list-style-type: none"> ・わいせつなポスターを掲示する場合はわいせつ物頒布等罪 ・抱きついたりキスをしたりする場合は強制わいせつ罪 ・眠ったり、泥酔したりしている相手方にわいせつ行為をすると準強制わいせつ罪、姦淫行為をすると準強姦罪 ・単独犯による強制わいせつ罪及び強姦罪は、親告罪
2	パワー・ハラスメント (パワハラ)	<ul style="list-style-type: none"> ○名誉毀損罪(刑230):3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金 ○侮辱罪(刑231):拘留又は科料 ○暴行罪(刑208):2年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金又は拘留もしくは科料 ○傷害罪(刑204):15年以下の懲役又は50万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実を摘示しないで侮辱したときは侮辱罪 ・事実を摘示して名誉を棄損したときは名誉棄損罪 ・嫌がらせを続けてノイローゼにさせた場合は傷害罪 ・名誉毀損罪及び侮辱罪は、親告罪
3	営業秘密の漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○不正競争防止法(21条1項):10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又は併科 ○窃盗罪(刑235):10年以下の懲役又は50万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の紙やCD-ROMに営業秘密を記録して持ち出すと窃盗罪。自分の手帳に書き写して持ち出す場合は窃盗罪にはならない。
4	虚偽の登記	<ul style="list-style-type: none"> ○公正証書原本不実記載等罪(刑157):5年以下の懲役又は50万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正証書とは、商業登記簿、不動産登記簿、住民票など
5	著作権侵害 (ソフトウェア違法コピーも)	<ul style="list-style-type: none"> ○著作権法(119条1項):10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金 ○法人処罰(124条1項):3億円以下の罰金 	
6	商標の侵害	<ul style="list-style-type: none"> ○商標法 行為者(78条):10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又は併科 法人処罰(82条1項1号):3億円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録商標侵害は商標法違反 ・著名表示冒用行為や混同惹起行為は不正競争防止法違反

	行 為	罰 則 等	備 考
		○不正競争防止法 行為者(21条2項1号、2号):5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又は併科 法人処罰(22条1項):3億円以下の罰金	
7	経費増し請求 経費架空請求	○私文書偽造罪(刑159)・同行使罪(刑161):3年以上5年以下の懲役 ○詐欺罪(刑246):10年以下の懲役	
8	会社財産の私的流用	○業務上横領罪(刑253):10年以下の懲役	
9	会社備品の持帰り	○窃盗罪(刑235):10年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ○業務上横領罪(刑253):10年以下の懲役	
10	騙して商品を買わせる	○詐欺罪(刑246条1項):10年以下の懲役	
11	騙して債権を放棄させる	○詐欺罪(刑246条2項):10年以下の懲役	
12	おどして商品を買わせる又は債権 を放棄させる	○恐喝罪(刑249):10年以下の懲役	・相手方の反抗を抑圧する程度の暴行又は脅迫を用いた場合は強盗罪(刑236)
13	取引先から個人的にキックバック (リベート)を受ける	○背任罪(刑247):5年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ○詐欺罪(刑246):10年以下の懲役	・他人の事務を処理する者が、自己(第三者)の利益を図り、又は本人に損害を加える目的で、任務にそむく行為をして、本人に財産上の損害を加えると背任罪
14	誇大広告	○特定商取引法(12条・72条1項3号):100万円以下の罰金	
15	会社印の無断作成	○私印偽造罪(刑167):3年以下の懲役	
16	契約書の無断作成	○私文書偽造罪(刑159):3年以上5年以下の懲役	
17	価格カルテル、数量カルテル 市場分割カルテル、入札談合	「3. 公正な競争と取引の法律」2参照	
18	口頭発注 (下請法適用取引で)	○下請法 行為者(3条・10条):50万円以下の罰金 法人処罰(12条):50万円以下の罰金	
19	賄賂の供与・申込み・約束	○贈賄罪(刑198):3年以下の懲役又は250万円以下の罰金	
20	外国公務員に対する贈賄	○不正競争防止法(18条・21条2項6号):5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又は併科	・外国法に基づく贈賄罪適用の可能性もある。

	行 為	罰 則 等	備 考
21	総会屋への利益供与	○会社法(970条):3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(状況により併科)	
22	インサイダー取引	○金融商品取引法 行為者(166条・197条の2第13号):5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又は併科 法人処罰(207条1項2号):5億円以下の罰金	
23	株価の変動を目的に根拠のない情報を流す(風説の流布)	○金融商品取引法 行為者(158条、197条1項5号):10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科 法人処罰(207条):7億円以下の罰金	
24	他社の誹謗中傷	○信用毀損及び業務妨害罪(刑233):3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	・虚偽の風説を流布し又は偽計を用いて他社の信用毀損、業務妨害をしたとき
25	不正表示	○景品表示法 排除命令(6条) ○不正競争防止法 行為者(21条2項):5年以下の懲役又は500万円以下の罰金又は併科 法人処罰(22条):3億円以下の罰金 ○独占禁止法 排除措置命令(20条) ○詐欺罪(刑246):10年以下の懲役	
26	食品への不正表示	○食品衛生法 行為者(72条):2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 法人処罰(78条):1億円以下の罰金 営業停止・営業許可の取消(55条) ○JAS法 指示(19条の14) 改善命令(19条の16)	

2. 私生活の法律

	行為	罰則等	備考
1	飲酒運転、飲酒運転による人身事故	<ul style="list-style-type: none"> ○酒酔い運転(道交法 117 条の 2 第 1 号・3 号):5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 ○酒気帯び運転(道交法 117 条の 2 の 2 第 1 号・5 号):3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ○危険運転致傷罪(刑 208 の 2):15 年以下の懲役 ○危険運転致死罪(刑 208 の 2):1 年以上の有期懲役 ○自動車運転過失致死傷罪(刑 211 条 2 項):7 年以下の懲役もしくは禁錮又は 100 万円以下の罰金 	
2	飲酒運転の車に要求・依頼して同乗	<ul style="list-style-type: none"> ○酒酔い運転(道交法 117 条の 2 の 2 第 4 号):3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ○酒気帯び運転(道交法 117 条の 3 の 2 第 2 号):2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 	・運転者が飲酒していると知りつつ要求又は依頼して同乗した場合に適用
3	運転者への酒類の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○酒酔い運転(道交法 117 条の 2 の 2 第 3 号):3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ○酒気帯び運転(道交法 117 条の 3 の 2 第 1 号):2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 	・酒類提供された運転者が飲酒運転をした場合に、酒類の提供者に適用
4	ひき逃げ	<ul style="list-style-type: none"> ○救護義務違反(道交法 117 条第 2 項):10 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 ○自動車運転過失致死傷罪(刑 211 条 2 項):7 年以下の懲役もしくは禁錮又は 100 万円以下の罰金 	
5	無免許運転	○道路交通法(117 条の 4 第 2 号・64 条):1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	・免許停止中の運転も含む。
6	痴漢	○(東京都の場合)迷惑防止条例(8 条・5 条 1 項):6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金(常習性が認められると、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金)	・迷惑防止条例は、「公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動」を処罰

	行為	罰則等	備考
		○強制わいせつ罪(刑176):6月以上10年以下の懲役	・単独犯による強制わいせつ罪は、親告罪
7	盗撮	○(東京都の場合)迷惑防止条例(8条2項・7項、5条1項):1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金(常習性が認められると、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金) ○軽犯罪法:拘留又は科料	
8	児童買春	○児童買春・児童ポルノ禁止法(4条):5年以下の懲役又は300万円以下の罰金 ○強制わいせつ(刑176)・準強制わいせつ:6月以上10年以下の懲役 ○強姦(刑177)・準強姦:3年以上の有期懲役	・児童とは18歳未満の者をいう ・13歳未満の男女に対しては、合意があっても強制わいせつ罪、強姦罪が成立(強姦罪は女性に対してのみ) ・単独犯による強制わいせつ罪及び強姦罪は、親告罪
9	泥酔した状態で、公共の場所や乗物での迷惑行為	○酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(4条):拘留又は科料	・酩酊者が、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたときに成立
10	ストーカー行為	○ストーカー規制法(13条):6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ○(東京都の場合)迷惑防止条例(8条1項・8項、5条の2):6月以下の懲役 又は50万円以下の罰金(常習犯は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)	・ストーカー規制法違反は、親告罪(ストーカー規制法13条)
11	万引き	○窃盗罪(刑235):10年以下の懲役又は50万円以下の罰金	・居直って相手方の反抗を抑圧する程度の暴行又は脅迫を用いた場合は強盗罪
12	ひったくり	○窃盗罪(刑235):10年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ○強盗罪(刑236):5年以上の有期懲役	・被害者が転倒などして怪我をすると、強盗傷害罪(無期又は6年以上の懲役)
13	恐喝	○恐喝罪(刑249):10年以下の懲役	・相手方の反抗を抑圧する程度の暴行又は脅迫を用いた場合は強盗罪
14	脅迫	○脅迫罪(刑222):2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	・脅迫して、財物を交付させると、恐喝罪
15	無理やり他人を裸にさせた	○強要罪(刑223):3年以下の懲役	・性的な意図があれば強制わいせつ罪
16	拾った落し物を届けない	○遺失物横領罪(刑254):1年以下の懲役又は10万円以下の罰金もしくは科料	
17	多く渡された釣銭を返さない	○遺失物横領罪(刑254):1年以下の懲役又は10万円以下の罰金もしくは科	

	行為	罰則等	備考
		料 ○詐欺罪(刑 246):10 年以下の懲役	
18	キセル乗車	○詐欺罪(刑 246):10 年以下の懲役	
19	喧嘩・口喧嘩	○暴行罪(刑 208):2 年以下の懲役もしくは 30 万円以下の罰金又は拘留もしくは科料 ○傷害罪(刑 204 条):15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ○侮辱罪(刑 231): 拘留又は科料	
20	いやがらせ電話	○偽計業務妨害罪(刑 233):3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ○傷害罪(刑 204 条):15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	・被害者がノイローゼ等になった場合は傷害罪
21	賭けマージャン、賭けゴルフ	○賭博罪(刑 185):50 万円以下の罰金又は科料(常習性が認められると 3 年以下の懲役(刑 186))	・一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは除く
22	喫茶店で無断で携帯電話を充電	○窃盗罪(刑 235・245):10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	・他人の電気を盗んだ場合
23	盗品と知りつつ購入	○盗品等有償譲り受け罪(刑 256):10 年以下の懲役及び 50 万円以下の罰金	

※用語の説明

- 1) 刑 175・・・「刑法第 175 条」。
- 2) 懲役・・・刑事施設内に拘留して所定の作業を行わせること(1 月以上 20 年以下又は無期)
- 3) 禁固・・・刑事施設内に拘留すること(1 月以上 20 年以下又は無期)
- 4) 拘留・・・拘留場に拘留すること(1 日以上 30 日未満)
- 5) 併科・・・懲役と罰金の両方とも科すこと
- 6) 親告罪・・・被害者の告訴がなければ起訴できない犯罪

3. 公正な競争と取引の法律

	行 為	罰 則 等
1	<p>○私的独占</p> <p>※「私的独占」とは、ある事業者が不当な手段を用いて他の事業者の事業活動を排除し又は支配することによって、一定分野における競争を実質的に制限すること(独禁法3条、2条5項、)</p>	<p><u>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)</u></p> <p>罰則(89条1項1号):3年以下の懲役又は500万円以下の罰金</p> <p>排除措置命令(7条)</p> <p>課徴金(7条の2):原則として違反期間の売上額の10%</p> <p>法人処罰(95条):5億円以下の罰金</p> <p>代表者処罰(95条の2):3年以下の懲役又は500万円以下の罰金</p>
2	<p>○不当な取引制限</p> <p>カルテル・談合(価格、市場シェア、販売量、購買量等の協定)</p> <p>※「不当な取引制限」とは、事業者が他の事業者と共同して、商品や役務の価格や生産・販売数量などを制限する協定・合意等により、市場における競争等を実質的に制限すること(独禁法3条、2条6項)</p>	<p><u>独占禁止法</u></p> <p>課徴金(7条の2):原則として違反期間の対象売上額の10%(製造業大企業の例)</p> <p>罰則(個人)(89条1項1号):3年以下の懲役又は500万円以下の罰金</p> <p>排除措置命令(7条)</p> <p>法人処罰(95条):5億円以下の罰金</p> <p>代表者処罰(95条の2):3年以下の懲役又は500万円以下の罰金</p> <p>※代表者処罰は、代表者が違反行為やその計画を知りつつ、必要な措置を講じなかった場合に適用</p> <p>※課徴金減免制度:カルテルを公正取引委員会に自ら申告した企業に次の割合で課徴金を減免する制度(合計3社まで)</p> <p>公正取引委員会調査開始前1番目:全額 同2番目:50% 同3番目:30%</p> <p>調査開始後:30%</p> <p><u>刑法</u></p> <p>競売等妨害罪(96条の3):2年以下の懲役又は250万円以下の罰金</p>
3	<p>○不公正な取引方法</p> <p>※「不公正な取引方法」とは、公正な競争を阻害するおそれがある行為のうち、公正取引委員会が指定するもの(下記16類型)(独禁法2条9項、19条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同の取引拒絶 ・その他の取引拒絶 ・差別対価 ・取引条件等の差別取扱い 	<p><u>独占禁止法</u></p> <p>排除措置命令(20条)</p> <p>差止請求(24条)</p> <p>損害賠償(25条)</p>

	行 為	罰 則 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体等における差別取扱い等 ・不当高価購入 ・不当利益による顧客誘引・抱合せ販売 ・再販売価格拘束 ・優越的地位の濫用 ・競争会社に対する内部干渉 	<ul style="list-style-type: none"> ・不当廉売 ・ぎまんの顧客取引 ・排他条件付取引 ・拘束条件付取引 ・競争者に対する取引妨害
4	<p>○不当表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良誤認表示の禁止(景表法4条) 内容について実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示 例)カシミア 50%混用のセーターに、「カシミア 100%」と表示する ・有利誤認表示の禁止 取引条件について実際のものよりも取引の相手方に著しく優良であると一般消費者に示す表示 例)通常の販売価格と変わらないのに、「当店通常価格の半額」と表示する 	<p><u>不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)</u> 排除命令(6条)</p>
5	<p>○不当景品 景品類の上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般懸賞:取引価額の20倍(最高10万円)かつ景品類の総額が懸賞に係る売上予定総額の2% ・共同懸賞:30万円かつ景品類の総額が懸賞に係る売上予定総額の3% ・総付景品:原則として取引価額の20% <p>※「オープン懸賞」に対する規制は廃止された。</p>	<p><u>不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)</u> 排除命令(6条)</p> <p>※景品の定義(景表法3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般懸賞:くじやクイズなどを行い景品類を提供する場合 ・共同懸賞:商店街等が共同して行う懸賞 ・総付景品:商品購入者や来店者全員あるいは先着順にもれなく景品を提供する場合

	行 為	罰 則 等
6	<p>○下請取引(下請法が適用されるもの) 4つの義務(3条、2条の2、5条、4条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注書面交付 ・取引記録書類の作成・保存 11の禁止行為(4条1項1号~7号、4条2項1号~4号) ・受領拒否 ・下請代金減額 ・買いたたき ・報復措置の禁止 ・不当な経済上の利益の提供要請 ・有償支給原材料等の対価の早期決済 <ul style="list-style-type: none"> ・発注時に支払期日決定 ・支払遅延の場合の遅延損害金支払 ・下請代金支払遅延 ・返品 ・購入・利用強制 ・割引困難な手形の交付 ・不当な給付内容の変更及び不当なやり取り 	<p>※下請法が適用される事業者の範囲(資本金規模) (カッコ内は情報成果物作成・役務提供委託取引の場合)</p> <p><親事業者>3億円(5千万円)超 → <下請事業者>3億円(1千万円)以下</p> <p><親事業者>1千万円超3億円(5千万円)以下 → <下請事業者>資本金1千万円以下</p> <p><u>下請代金支払遅延等防止法(下請法)</u> 罰則(10条):50万円以下の罰金 法人処罰(12条):50万円以下の罰金</p> <p>※罰則規定が適用されるのは、「発注書面交付義務」及び「取引記録書類の作成・保存義務」違反の場合。 勧告措置(7条)</p>
7	<p>○不正競争防止法 10の禁止行為(2条1項1号~15号、16条~18条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混同惹起行為* ・商品形態模倣行為* ・技術的制限手段を解除する製品の販売 ・誤認惹起行為* ・外国国旗、紋章等の不正使用* <ul style="list-style-type: none"> ・著名表示冒用行為* ・営業秘密の侵害 ・ドメインネームの不正取得 ・信用毀損行為 ・外国公務員贈賄* 	<p><u>不正競争防止法</u> 差止請求(3条) 損害賠償(4条) 信用回復措置(14条)</p> <p>罰則:営業秘密の侵害については、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又は併科 左記のうち*印のものについては、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金又は併科 法人処罰(22条):3億円以下の罰金</p>

仕事と職場のコンプライアンス ー関連法令の概要

発行日 2009年8月11日

編著者 プリンシプル・コンサルティング株式会社

発行所 プリンシプル・コンサルティング株式会社
東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル9階913 〒100-0014
電話 03-6206-1631 FAX 03-6206-1634
<http://www.principleconsulting.co.jp/>

○収録した法令は、2009年8月現在のものです。

○このファイルは、組織内利用の範囲を超えて営業目的に使用する場合を除き、自由に印刷・配布して利用することができます。

○コンプライアンスとリスク管理に関する参考書・学習書のリストと、行政機関や各種団体が提供する解説や参考資料データへのリンク集を、プリンシプル・コンサルティング(株)のウェブサイトに掲載しています。

【コンプライアンスとリスク管理の本棚】

<http://www.principleconsulting.co.jp/bibliography.html>

【参考情報ウェブサイト】

<http://www.principleconsulting.co.jp/links.html>